

中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金支給事業事務局運営業務
企画提案募集要項

1 趣旨

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）は、国の電気・ガス価格激変緩和対策の対象とならない特別高圧電力で受電する県内中小企業等を支援するため、中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金支給事業を実施します。

本事業を実施するにあたり、同支援金の支給事務全般を処理する事務局の運営業務について、企画提案を募集します。

2 募集の概要

(1) 委託業務名

中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金支給事業事務局運営業務

(2) 委託業務内容

別添「中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金支給事業事務局運営業務仕様書」のとおりとします。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(4) 予算額

45,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

(5) スケジュール

令和5年9月15日（金）	募集及び質問受付開始
令和5年9月22日（金）	質問受付終了
令和5年9月29日（金）	企画提案書等の提出期限
令和5年10月10日（火）	審査結果通知【予定】

3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- (6) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること。

- (7) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (8) 業務遂行にあたり、センターとの打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (9) 複数の者がグループを構成して応募する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表者を選出し、センターとのやり取りは全て代表者が行うこと。
なお、代表者及びその他の構成者は前記の(1)～(8)の全ての要件を満たすこと。
 - イ 1者につき1提案に限るものとし、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で応募することはできないこと。

4 企画提案コンペに係る手続等

- (1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付
センターのホームページからダウンロードしてください。郵送による配付は行いません。
- (2) 企画提案説明会
企画提案説明会は実施しません。
- (3) 質疑応答
 - ア 提出方法
質問は質問書(様式第4号)により、電子メールで送信するものに限り、件名を「中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金支給事業事務局運営業務に関する質問」とし、必ず受信を電話で確認してください。
なお、電話による質疑は一切受け付けません。
 - イ 提出期限
令和5年9月22日(金)午後5時(必着)
 - ウ 提出先
本文書末記の提出先に提出してください。
 - エ 回答方法
質問に対する回答は、原則として令和5年9月26日(火)までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知します。
また、必要に応じて質問及び回答の概要をセンターのホームページにて公開します。
 - オ その他
質問受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。
また、評価基準の配点については質問の対象外とします。
- (4) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類
次の①～⑥の書類を期日までに各1部提出してください。
 - ① 企画提案書(様式第1-1号)
 - ② 企画書(様式第1-2号)
記載項目を満たしていれば、任意様式でも可とします。ただしA4版20ページ以内とします。
 - ③ 経費積算見積書(様式は任意(押印不要))
 - ④ 会社概要(様式第2-1号)

- ⑤ 業務実施体制調書（様式第2-2号）
- ⑥ 暴力団の排除に関する誓約書（様式第3号）

イ 受付期間・受付時間

令和5年9月15日（金）から同月29日（金）まで（土・日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、前記イの受付期間内に必着するよう提出してください。

なお、郵送の場合は、レターパック(プラス、ライト含む)又は配達記録の残る書留等により、また、電子メールの場合は、送信後にセンターあて電話で着信の有無を確認してください。

また、電子メールの件名は「中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金支給事業事務局運営業務に係る企画提案」とし、企画提案書等は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめたうえ、その容量の合計を**原則5MB以下**としてください。

エ 提出先

本文書末記の提出先に提出してください。

オ その他

センターが必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

5 受託者の選定方法

(1) 審査方法

次の①～⑤に示す評価の視点に基づき、企画提案の内容、業務の遂行能力等について、企画提案コンペ審査会において審査の上、最優秀提案者を選定します。

なお、応募者が1者の場合であっても、企画審査を実施します。

- ① 事業の趣旨、内容を十分理解した企画内容となっているか。
- ② 業務遂行に必要な実施体制となっているか。
- ③ 事業実績等から本業務を着実に実行することが期待できるか。
- ④ 周知、広報活動を含めた事業全体のスケジュールは妥当か。
- ⑤ 適切かつ妥当な事業費の積算となっているか。

(2) 結果通知

審査結果は、応募者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、センターのホームページで公表します。（令和5年10月10日（火）を予定）

(3) 受託者の決定等

提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は企画提案コンペ実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しません。

なお、業務実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、センターと提案者で協議のうえ変更する場合があります。

6 契約条件

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券をセンターに提出する場合は、全部又は一部を免除します。

(2) 委託費の支払等

委託費の支払は、業務完了後にセンターが行う実績確認に基づく精算払とします。ただし、受託者の実情によっては、協議のうえ前金払も可能とします。

また、事情の変化等により委託費又は契約期間を見直しする必要が生じた場合、受託者とセンターが協議した上で、契約を変更する場合があります。

(3) 再委託等の禁止

受託者は、事前にセンターの承諾を得た場合を除き、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継することも同様とします。

(4) 契約の解除

受託者が、委託契約の条項に違反した場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払しない場合があります。この場合においては、契約保証金を違約金に充当します。

7 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとします。

(2) 一度提出のあった応募書類については、原則として差し替えを認めません。

(3) 提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため、返却しません。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しません。

(4) 企画提案書等の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

(5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された企画提案書等をセンターが複写し、使用することがあります。

(6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにしてください。

(7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

ア 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき

イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき

オ その他、企画提案の審査を行うに当たって不相当と認められるとき

(8) 企画提案の審査で最高位の評価を受けた者が、応募要件を満たしていない場合は、契約を締結しません。この場合、次順位の者を委託先として選定します。

【提出先、問合せ先】

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課

TEL : 078-977-9076

FAX : 078-977-9119 Eメール : d-ichino@staff.hyogo-iic.ne.jp